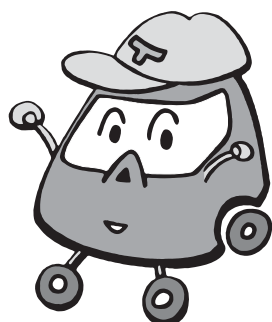


兵ト協ニュース

2009.6 No.275



荒牧バラ園(伊丹市)



もくじ

○ 行政からのお知らせ

- (国土交通)「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて…… 1
- 特殊車両通行許可の期間の延長について…………… 4
- コンテナ輸送を行う事業用貨物自動車における確実な緊締の徹底等について… 5
- (環 境)平成21年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領…………… 6
- (総 務)6月1日から10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です…………… 8
- (兵庫県)7月5日(日)は、兵庫県知事選挙の投票日です…………… 9

○ 自動車事故対策機構からのお知らせ…………… 10

○ 事務局からのお知らせ

- 優秀運転者顕章候補者の推薦について…………… 11
- ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について…………… 12
- 安全装置(バックモニター)導入助成対象機種が追加されました…………… 12

○ 陸災防のページ…………… 13

○ 会員だより…………… 24

○ 協会日誌…………… 27



行政からのお知らせ



国土交通

国自整第4号の2

国自技第22号の2

平自環第10号の2

平成21年4月22日

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、中でも、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に自動車の一部部品を取り付ける不正な二次架装や大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造、保安基準に適合しないマフラーによる騒音等が社会問題となり、その排除が強く求められているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省としては、平成21年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしたので、この旨了知されるとともに、貴会におかれては、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めるよう傘下会員に対し適切な指導をお願い致します。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平成 21 年 4 月

国土交通省自動車交通局

第1 目 的

我が国の自動車保有台数は、平成20年12月末現在で約7,920万台を超えており、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、交通事故による死傷者数は、近年減少しているものの、年間90万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に自動車の一部部品を取り付ける不正な二次架装や大型貨物自動車の速度抑制装置（スピードリミッター）の不正改造、保安基準に適合しないマフラーによる騒音等が社会問題となり、その排除が強く求められているところである。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

第2 実施機関

国土交通省及び自動車関係33団体（別紙1）で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実施期間

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成21年6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下、単に「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

第4 重点実施事項

1. 重点排除項目

次に掲げる不正改造事例の排除に重点をおいて「不正改造車を排除する運動」を実施するものとする。

また、自動車使用者へのアンケートの結果等を踏まえ、特に認知度が高く社会的に排除の要請が大きい(4)については、強化月間に行う街頭検査等において特に重点的に排除に努めるものとし、認知度が低く、使用者が自覚せずに不正改造を行っているおそれのある(1)、(2)、(3)及び(6)については、年間を通じ、広報等において特に重点的に啓発に努めるものとする。

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及び前面ガラスへの装飾板の装着
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (3) タイヤ及びホイールの車体外へのはみ出し
- (4) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (5) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付け及びリアバンパの切断・取外し
- (6) 基準外のウイングの取付け
- (7) 不正な二次架装
- (8) 大型貨物自動車の速度抑制装置の不正改造

- (9) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (10) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施事項

(1) 自動車使用者への啓発

年間を通じ、重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車使用者の不正改造に関する認識向上を図る。この際、(第4) 1. (1)、(2)、(3)及び(6)について、特に重点的に認識向上に努めるものとする。

また、強化月間においては、マスメディア等を併せて活用しつつ、自動車使用者（特に10代、20代）に対し重点的かつ直接的に啓発活動を行う。

(2) 街頭検査の実施

警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

また、強化月間においては、(第4) 1. (4)の排除に特に重点を置いた街頭検査を実施するものとする。

(3) 支局等構内検査の実施

申請や変更登録等のために支局等に来所した車両について、特に強化月間に重点をおいて検査を行い、不正改造をしていた場合には整備命令書の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置・情報収集の充実

年間を通じ、地方運輸局及び運輸支局に迷惑改造車相談窓口（以下、「不正改造車110番」という。）を設置する等により、不正改造車に関する自動車使用者等からの相談に応じるとともに、自動車使用者、関係事業者等から不正改造に関する情報を収集する。

強化月間においては、不正改造車110番の認知度向上のための広報活動をするとともに、自動車使用者等に対し、積極的な情報提供を呼びかける。

(5) 自動車使用者に対し警告ハガキを送付

年間を通じ、不正改造車110番に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車使用者に対して警告ハガキを送付し、不正改造部分の改修を促すとともに、改修結果等の報告を求める。

(6) アンケート調査の実施

強化月間に実施するイベント等の機会をとらえ、自動車使用者等に対し、不正改造に対する認識に関するアンケート調査を実施する。

(7) 不正な二次架装に対する報告徴収及び立入検査

年間を通じ、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見及び架装メーカー、販売会社、自動車使用者に対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、不正改造車110番に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(8) 整備事業者等による適正な整備・改造の推進

整備事業者等においては、自動車使用者等に対し、不正改造事例の紹介及び自動車部品・用品等の適切な取付方法等の周知を図るとともに、不正な改造となるような整備・改造の依頼を受けないようにする等により、適正な整備・改造の推進を図る。

第6 報 告

国土交通省地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局及び不正改造防止推進協議会参加各団体は、強化月間終了後、すみやかに実施結果を取りまとめ、国土交通省自動車交通局に報告する。

この度、国土交通省道路局道路交通管理課長から全日本トラック協会に下記の通達が発信され、関係事業者に対して、周知徹底の依頼がありましたのでお知らせします。

国 道 交 第 9 号
平成21年 4 月30日

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省 道路局 道路交通管理課長

特殊車両通行許可の期間の延長について

特殊車両通行許可の期間については、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）により、1年間を上限として運用しているところですが、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）を踏まえるとともに、平成20年10月1日より特殊車両の通行に関する指導取締りの強化を推進していることとあわせて、一層の法令遵守を図る観点から、事業者の申請に係る負担を軽減するため、許可の期間を最大2年間に延長することとしました。

本措置の運用について下記のとおりお知らせしますので、ご留意頂きますようお願いいたします。
また、この旨貴会傘下の会員事業者に対し周知されますようお願いいたします。

記

1. 今回の許可の期間の延長は、平成21年5月21日（木）以降に申請されたものから適用されます。
2. 本措置により、申請に係る負担が軽減されるものと考えられますので、引き続き特殊車両通行許可制度の趣旨にご理解頂くとともに、より一層の法令遵守及び安全通行にご留意頂きますようお願いいたします。
3. これまでも、特殊車両の通行に際しては、通行前の道路状況確認をお願いしているところですが、許可の期間の延長に伴い、その必要性がより高まることから、道路状況の変化についてより慎重な確認をお願いします。今後、道路管理者としても、窓口やウェブサイト等において、道路の状況変化に関する情報提供を充実させていく予定です。

この度、国土交通省自動車交通局安全政策課長並びに貨物課長から全日本トラック協会に下記の通達が発信され、関係事業者に対して、周知徹底の依頼がありました。

コンテナ輸送事業者各位におかれましては、日頃より安全管理には特段の注意を払われていることと存じますが、再度下記事項の徹底をお願いします。

国 自 安 第 14 号

国 自 貨 第 16 号

平成21年 5 月14日

社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局

安全政策課長

貨 物 課 長

コンテナ輸送を行う事業用貨物自動車における確実な緊締の徹底等について

事業用貨物自動車の事故防止については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、去る 5 月13日、名古屋市港区の県道において、走行中の大型トレーラが横転し、左側を走行していた乗用車が、落下した海上コンテナの下敷きになり、2 名の方が亡くなられるという悲惨な事故が発生しました。この事故の原因等については、現在調査中ではありますが、当該トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックがなされていなかったことが明らかになっております。

また、これに先立ち 5 月12日、大阪市北区の阪神高速道路において、大型トレーラが左カーブを走行中、積載していた海上コンテナが反対車線の上り車線に落下し、走行してきた乗用車 4 台が、落下した海上コンテナに次々に衝突する事故が発生しており、これにつきましても、当該トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックがなされておりました。

コンテナ輸送に関し、このように多数の死傷者が生じる事故が連続して発生していることについては、誠に遺憾であります。

今後の同種事故の再発防止のため、貴会傘下会員に対し、安全運行に関する下記の事項について周知徹底を図り、輸送の安全に万全を期するようお願いします。

記

1. コンテナ輸送を行う際においては、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に行うこと。
2. 運転者に対し、最高速度制限及びカーブ、坂道等の道路状況に応じた運転時の基本動作の遵守について徹底すること。
3. 運転者に対し、運行時におけるトラクタ・トレーラの構造上の特性について指導すること。

平成21年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成21年 4 月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年 6 月 5 日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年 6 月 5 日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成 5 年11月に制定された「環境基本法」においては、6 月 5 日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成 2 年度までは 6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成 3 年度からは 6 月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成21年度の「環境月間」について

(1) 平成21年は、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を削減するため、行動を促進していかなければなりません。昨年の北海道洞爺湖サミットでも示されたように、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを目指す必要があります。そのために、我が国としては、温室効果ガスを60%～80%削減することとしています。化石エネルギーへの依存を断ち切り、「低炭素社会」へ移行していくための施策として、太陽光発電世界一奪回を目指して各省と連携した取組や、小水力発電、次世代自動車などの技術の開発と普及を推進していきます。

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。廃棄物の排出抑制、再利用の推進と併せて、使用済携帯電話の回収促進など一層のリサイクルに向けた取組を推進します。また、廃棄物の適正処理や不法投棄の撲滅に取り組んでいきます。

我が国の豊かな自然は、生物多様性保全の観点から、世界的にもその重要性が高く評価されています。しかしながら、生物多様性の豊かさが暮らしの豊かさにつながることが忘れられがちであり、我が国の多様性も現在危機的な状況にあります。こうした中、来年には、愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議が開催されることから、国際的リーダーシップを発揮するとともに、持続可能な自然の利用のための取組を世界に広げるなどの取組を進めていきます。

現下の厳しい経済情勢ではありますが、このような状況にあるからこそ、環境保全への取組を経済発展の起爆剤にすることが期待されます。



加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進しています。

- (2) このように、環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を「21世紀環境立国戦略」等に基づき推進していますが、平成21年は、それぞれの主体が具体的な行動をとらなければならない段階に入ってきたといえます。そこで、平成21年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直していくきっかけ作りを目指します。

・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための行動を起こしてもらうことに重点を置く。

・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性、効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

I P C Cでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

- ① 環境の日：6月5日
- ② 環境月間：6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、N G O / N P O 等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学
- ・実践活動：アイドリング・ストップ等のエコドライブ実践、環境家計簿、クールビズ（冷房温度の適正化）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全功労者、環境保全作品等の表彰



総 務

6月1日から10日は 電波利用環境保護周知啓発強化期間です。

みんなで守る電波のルール
安心・安全に電波を利用できる環境を維持します。

総務省 近畿総合通信局

電波利用環境保護周知啓発強化期間中は、特に電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境を推進します。当期間中は、各府県警察及び海上保安庁の協力を得て、不法無線局の取締りの強化を図ります。

総務省 近畿総合通信局
<http://www.soumu.go.jp/kinki/kinkyu/>

不法無線局、盗用 136/13642-8125 実用無線 136/13642-8126 電波利用 136/13642-8127 その他 136/13642-8128

知事選挙投票日7月5日(日)



選挙のめいすいくん

**7月5日(日)は、
兵庫県知事選挙の投票日です。**

有権者の皆様は、ご家族やご友人・知人をお誘い合わせの上、
投票に参加していただきますようお願いいたします。



兵庫県マスコット
はばタン

【投票時間】

午前7時～午後8時（一部の地域では時間の変更があります。）

《欠員を生じている県議会議員の選挙区では補欠選挙も同日に行われます。》

投票日当日に仕事、買い物、レジャーなどの予定がある方は、**期日前投票**
をすることができます。

手続きはカンタンです（理由に○をつけるだけ）。

【期日前投票できる期間】

6月19日(金)～7月4日(土)

（県議会議員補欠選挙は、6月27日(土)～7月4日(土)）

毎日午前8時30分～午後8時

【期日前投票場所】

市・区・町選挙管理委員会が設置する期日前投票所

詳しくは、最寄りの市区町選挙管理委員会にお尋ねください。

私たちの代表を決める大切な知事選挙に、私たち有権者がそろって投票に参加するよう、次の
「4つの運動」を進めましょう！

【投票総参加呼びかけ4つの運動】

① 投票日マーク運動

投票日を忘れないように、カレンダーの7月5日(日)（兵庫県知事選挙投票日）に赤丸を
入れましょう。

② 投票参加ひと声運動

投票に行くよう、友人、知人に呼びかけましょう。

③ 投票誘い合わせ運動

投票日には、家族はもちろんのこと隣近所の方々を誘い合わせて投票に行きましょう。

④ 期日前投票活用運動

投票日当日に仕事、買い物、レジャーなどの予定のある方は、期日前投票をしましょう。

自動車事故対策機構からのお知らせ

運行管理者等指導講習関係

平成21年度運行管理者等指導講習計画表

独立行政法人 自動車事故対策機構兵庫支所

(一般講習)

回数	業態種類	開催地	講習月日	講習会場名	予定人数
1	貨物	神戸市	平成21年7月14日(火)	神戸中央港湾労働者福祉センター	150
2	貨物	神戸市	平成21年7月15日(水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
3	貨物	姫路市	平成21年8月11日(火)	兵庫県立姫路労働会館	145
4	貨物	姫路市	平成21年8月12日(水)	兵庫県立姫路労働会館	145
5	貨物	神戸市	平成21年9月2日(水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	150
6	貨物	神戸市	平成21年9月3日(木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
7	貨物	神戸市	平成21年10月27日(火)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
8	貨物	神戸市	平成21年10月28日(水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	145
9	全業態	朝来市	平成21年11月12日(木)	和田山ジュピターホール	50
10	全業態	朝来市	平成21年11月13日(金)	和田山ジュピターホール	50
11	貨物	姫路市	平成21年12月15日(火)	兵庫県立姫路労働会館	145
12	貨物	姫路市	平成21年12月16日(水)	兵庫県立姫路労働会館	145
13	貨物	神戸市	平成22年2月3日(水)	神戸中央港湾労働者福祉センター	165
14	貨物	神戸市	平成22年2月4日(木)	神戸中央港湾労働者福祉センター	165
15	全業態	神戸市	平成22年2月5日(金)	神戸中央港湾労働者福祉センター	160
合 計 (15 回)					2,050

事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年のとおり実施いたしますので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目 的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故・無違反の誇りをもたせ他の模範としてと共に、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者において、その期間を通算して次の各号に定める期間（平成21年5月末日から遡及し記入）、無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- ① 金十字章 … 平成21年5月末日から逆のぼり、**満20年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**15年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成元年6月1日以前）
- ② 銀十字章 … 平成21年5月末日から逆のぼり、**満10年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**7年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成元年6月2日～平成11年6月1日まで）
- ③ 銅十字章 … 平成21年5月末日から逆のぼり、**満5年以上**
（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として**4年以上**とする）
（無事故・無違反開始年月日 平成11年6月2日～平成16年6月1日まで）

－はじめて候補者を推薦される方に－

○候補者1名に対し、年1回・章1種類の推薦となります。

- ・選考基準①の対象者は、金、銀、銅のいずれか1つを受けることができます。
- ・選考基準②の対象者は、銀、銅のどちらか1つを受けることができます。
- ・選考基準③の対象者は、銅のみ受けることができます。

○過去に受章された方は、再び同種の章を受けることはできません。

また、以降2種類以上の章を受ける予定の方は、銅→銀→金の順で受けなければなりません。

- ・過去に金を受章された方は、以降、金、銀、銅とも受けることができません。
- ・過去に銀を受章された方は、以降、銀、銅とも受けることができません。（金のみ受けられます。）
- ・過去に銅を受章された方は、以降、銅を受けることができません。（銀、金とも受けられます。）

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者。
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者。
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者。

※自動車安全運転センターの照明は必要ありません。

◎推薦方法

候補者を推薦される方は、下記あてご連絡ください。

推薦要領及び推薦書をFAXにてお渡し致します。

◎提出先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(社)兵庫県トラック協会 総務部

TEL 078-882-5556 FAX078-882-5565

◎推薦書提出期限

平成21年7月31日(金)

〈ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施について〉

国土交通省では、大気環境の環境基準の達成状況において改善傾向がみられるが、大都市地域で二酸化窒素（NO_x）及び浮遊微粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域があり、依然として厳しい状況となっていることから、大気汚染への影響が大きいディーゼル車については、本年10月からポスト新長期規制が順次適用される等、逐次にわたる新車対策が実施されてきているが、環境基準の早期達成とその維持に向けて使用過程車ディーゼル車が排出する大気汚染物質等の低減に取り組むため「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を実施します。

つきましては、各位におかれましてはキャンペーンの趣旨をご理解いただきアイドリングストップ、急発進や急加速の防止等エコドライブの励行を推進し、積極的に大気汚染物質等の低減に取り組む方願います。

記

1. 重点実施期間

「不正改造車排除強化月間」 平成21年6月1日(月)から6月30日(火)

2. 街頭検査の実施

黒煙及び燃料検査を重点項目とした街頭検査を全国的に実施

3. 黒煙濃度チャートの配布

街頭検査時に自動車使用者にチャート紙を配布し、黒煙濃度の点検の励行を指導

4. 自主点検等の実施（事業者）

整備管理者は、キャンペーン期間中、黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を重点的に実施する。

5. 運転者に対する指導（事業者）

運転者に対して急発進、急加速等を避けた無理のない運転方法について指導する。

————— ○ ————— ○ —————

〈安全装置(バックモニター)導入助成対象機種が追加されました〉

ヤック(株) 「XCM8SA」、「XCM8MA」、「XCM8LA」、「XCM8XA」、「XCM8YA」

兵庫労働局長

緊急死亡労働災害撲滅対策の実施について

労働災害とりわけ死亡災害の防止対策については、従来からその徹底を周知指導してきたところですが、平成21年の兵庫県内の労働災害による死亡者数は4月24日現在16人となり、昨年同期の11人に比較して45パーセント増と、憂慮すべき事態となっています。

死亡者数を業種別にみますと、建設業が7人、製造業が4人、運輸交通業、商業、保健衛生業が各1人、その他2人であり、事故の型別では、「墜落・転落」が7人、「転倒」が3人、「激突され」が3人、その他が3人となっています。

また、年令別では、60歳以上が8人、50歳代が3人と高年齢労働者が多くを占めています。

この事態を受け、兵庫労働局として別紙の緊急対策を実施することといたしました。

兵庫労働局管内における緊急死亡労働災害撲滅対策の実施について

兵庫労働局

1 趣旨

兵庫県内の平成21年の労働災害による死亡者数は4月24日現在16人で、昨年同期の11人に比較して45パーセント増と、憂慮すべき事態となっている。死亡者数を業種別にみると、建設業が7人、製造業が4人、運輸交通業、商業、保健衛生業が各1人、その他2人であり、事故の型別では、「墜落・転落」が7人、「転倒」が3人、「激突され」が3人、その他が3人となっている。また、年令別では、60歳以上が8人、50歳代が3人と高年齢労働者が多くを占めている。

この事態を受け、兵庫労働局として以下の対策を緊急に実施することとするものである。

2 実施事項

(1) 労働局における実施事項

- ① 労働災害防止団体、関係団体等への要請
- ② 新聞発表等による広報
- ③ リーフレット等の配布
- ④ 管内事業場に対する、安全管理に関する自主点検の実施依頼

(2) 労働基準監督署における実施事項

- ① 集団指導等の機会を活用しての周知
- ② 関係団体等への要請
- ③ リーフレット等の配布

(3) 労働災害防止団体等の実施事項

- ① 緊急パトロール等の実施
- ② 広報誌等を活用した対策の周知徹底
- ③ 団体ごとの具体的安全対策の実施

(4) 事業者の実施事項

- ① 墜落・転落災害防止対策の徹底
- ② 高年齢労働者の身体特性に配慮した安全対策の実施
- ③ 安全ミーティング、KY活動の実施等安全意識の高揚のための対策の実施

ストップ・ザ・死亡労働災害！

今年(平成21年)に入って労働災害による死亡者急増

平成21年に入りこれまでに労働災害で16人(4月20日時点の状況・昨年同期では11人)の方が亡くなっています。昨年同期と比較して大幅に労働災害による死亡者数が増加しています。

建設業・製造業で死亡者倍増

特に**建設業**で7人(昨年同期2人)、**製造業**で4人(昨年同期2人)と**建設業、製造業**の労働災害による死亡者数の増加が目立っています。

建設業の労働災害としては木造建築物の解体作業中の墜落、階段からの墜落・転倒、建設資材の運搬用トラック荷台からの墜落と3件の墜落災害、高所作業車の転倒、油圧ショベルカーとの接触、電車への接触災害が発生しています。

製造業の労働災害としては、エレベーター昇降路に墜落、トラックからの墜落災害、作業中の床面への転倒、成型機へのはさまれ災害などが発生しています。

いま、私たちに求められているのは

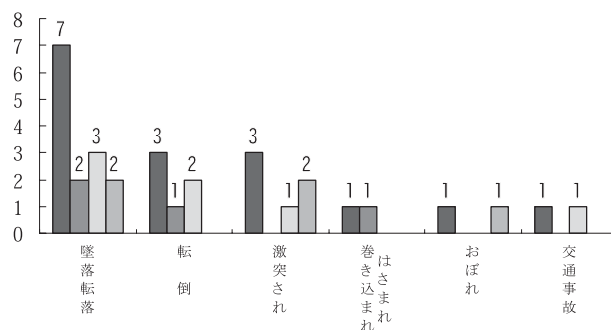
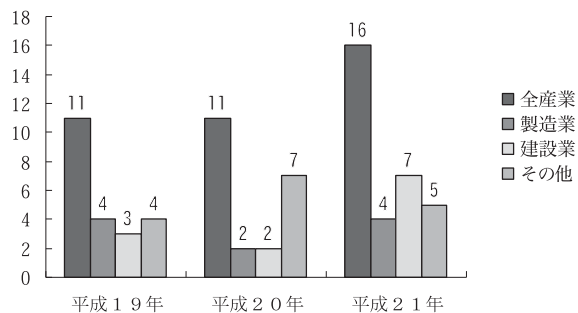
「ストップ・ザ・死亡労働災害！」

です。

リスクアセスメント・労働安全衛生マネジメントシステムを導入し、無災害職場を目指しましょう。

各年の1月から4月20日までの死亡労働災害発生状況

平成21年(4月20日まで)事故の型別死亡災害発生状況



兵庫労働局・兵庫県下各労働基準監督署

平成21年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界における安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、今年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、次の「平成21年度全国安全週間実施要綱」に基づき、平成21年7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間とすることとしました。

平成21年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で82回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、長期的には減少傾向にあるものの、今なお、1,200人を超える尊い命が労働の場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約55万人にも上っており、減少がみられていない。また、派遣労働者の数が増加する中で、派遣労働者に係る労働災害が近年増加している。さらに、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害は依然として高い水準にあるとともに、化学工場における爆発災害、鉄塔建て替え工事における倒壊災害、造船所における墜落災害、基礎工事用の建設機械の倒壊災害など、一度に多くの労働者が被災し社会的に大きな関心を集める災害が跡を絶っていない。

一方で、景気は急速な悪化が続いており、企業における労働災害防止対策に係る活動が停滞することも懸念される。

このような中、労働災害の一層の減少を図るためには、危険性又は有害性等の調査等の実施により、職場から機械設備、作業等による危険をなくしていくことや、職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底を図ることなどにより「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」である「安全文化」を定着させることが不可欠である。

このような観点から、平成21年度の全国安全週間は、

「定着させよう「安全文化」 つみ取ろう職場の危険」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

平成21年7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、平成21年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施要項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全衛生管理体制の整備並びにその活動の活性化

(イ) 「危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）等」の実施

危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、その結果により安全対策を実施する「危険性又は有害性等の調査等」の実施

a 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく適切な「危険性又は有害性等の調査等」の実施

b 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

(ウ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした自主的な安全管理活動の推進

(エ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化

(オ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

(キ) 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

a 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

b 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

c 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備、見直し

(ク) 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

イ 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進

(ア) 製造業における労働災害防止対策の推進

a 「危険性又は有害性等の調査等」の実施

b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用

c 建築物等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底

d 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底

e 元方事業者としての総合的な安全管理の徹底

f 派遣労働者の派遣先事業場における労働災害防止のための措置義務の徹底

g 安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施

(イ) 建設業における労働災害防止対策の推進

a 元方事業者における統括安全衛生管理の徹底と関係請負人に対する適切な指導の実施

b 専門工事業における自律的な安全管理の確立

c 「危険性又は有害性等の調査等」の実施

d 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

e 足場先行工法及び手すり先行工法の活用並びに足場からの墜落防止措置等の充実等による墜落・転落防止対策の徹底

f クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

g 土止め先行工法等による土砂崩壊災害防止対策の徹底

- h 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- (ウ) 交通労働災害防止活動の推進
 - a 交通労働災害防止のための管理体制の確立
 - b 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施
 - c 交通労働災害防止のための教育の実施
 - d 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- (エ) 爆発・火災災害防止対策の推進
 - a 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく「危険性又は有害性等の調査等」の実施
 - b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - c 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - d 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
- ウ 派遣労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 派遣労働者を含めた安全衛生管理体制の確立、機械の安全化など危険防止措置の適切な実施等派遣先における安全対策の徹底
 - (イ) 雇入れ時の安全衛生教育の適切な実施等派遣元における安全対策の徹底
 - (ウ) 安全衛生教育に関する派遣先の協力や配慮、連絡調整等の派遣元事業者と派遣先事業者との連携
- エ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の徹底
 - (ウ) 事業場における安全教育担当者の育成
 - (エ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (オ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (カ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- オ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 「安全の日」等の設定
 - (オ) 安全についての標語等の募集・掲示
 - (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- カ 高年齢労働者の安全対策の徹底
 - (ア) 機械設備等作業環境の改善
 - (イ) 作業方法、作業配置等の改善
- キ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- ク 快適な職場環境の形成の推進
- ケ 労使による自主的な安全活動の推進

平成21年度「建設業労働災害防止強化月間」の実施について

兵庫県内の建設業における昨年の労働災害発生件数は、死亡災害、休業災害件数とも過去最低を記録しましたが、今年に入り建設業における死亡労働災害は大幅に増加しております。そのため5月12日には死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行い、効果的な安全衛生活動の実施をお願いしているところです。

また、建設業における労働災害が多発している7月を当局では毎年「建設業労働災害防止強化月間」と定め、労働災害防止活動の推進を図っているところです。今年度もその実施要綱を別添のとおり決めました。

平成21年度 建設業労働災害防止強化月間実施要綱

主 唱 兵 庫 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署
建 設 業 労 働 災 害 防 止 協 会 兵 庫 県 支 部

協 賛 社 団 法 人 兵 庫 労 働 基 準 連 合 会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県総支部
社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

1 趣旨

平成20年中の兵庫県内の建設業における労働災害は、死亡災害が12件、休業災害が708件で過去最少であったが、今年に入り増加傾向にあり、4月末日現在死亡災害が7件も発生している。そのため5月12日には各災害防止団体に緊急要請を行ったところである。

また近年の建設業を取り巻く厳しい経営環境の下、安全衛生経費の削減等安全衛生水準の低下が懸念される状況にある。

このような中、労働安全衛生規則の改正があり、本年6月より足場等に係る墜落防止措置の拡充が図られた。

このため本年度も7月を「平成21年度建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、建設事業者の安全衛生管理体制の確立、改正規則に合致した発注・施工、リスクアセスメント等の確実な実施による労働災害防止活動の推進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとする。

- ハ) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直・改善
- ニ) 墜落・転落災害の防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保、脚立や保護帽の適正使用、不適格な安全帯の使用禁止の徹底
- ホ) 車両系建設機械、移動式クレーン等による災害防止対策
作業計画の作成、使用手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者配置や作業半径の立入禁止措置による接触防止対策
- ヘ) 木工機械等による災害の防止対策
適正な接触防止措置、安全装置等の機械安全措置に係る日常的点検による有効保持
- ト) 土砂崩壊災害の防止対策
1.5m以上の深さの溝掘削作業時における土止め先行工法の採用とその普及、安全な勾配の確保、掘削面の状態に係る安全点検の励行
- チ) 木造家屋等低層住宅建築工事における災害防止対策
改正労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の採用、手すり先行工法の採用等による足場等の安全性確保、足場先行工法の採用による安全な作業床の設置、木造建築物の組立作業主任者による直接の現場作業指揮、安全帯等の保護具の適正使用
- リ) 解体工事における災害防止対策
リスクアセスメント手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽の適正使用
- ヌ) 新規入場者教育や職長の再教育等の現場作業員に対する安全衛生教育の実施とその内容の充実
- ル) アーク溶接作業、トンネル建設工事における粉じん障害防止対策
- ヲ) 熱中症予防対策
日除け・通風設備の設置、適度の水分・塩分補給、休憩時間の確保
- ワ) 化学物質等の適正な管理及び処理による職業性疾病の防止
化学物質等安全データシートに基づく有害性及び災害防止措置の周知徹底、建物解体工事における石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止措置の確保、酸欠危険作業場所における事前調査の徹底その他の酸欠災害防止対策の励行

(参考) 兵庫県内における建設業の月別災害発生件数（過去5年間）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
330	353	406	350	346	349	404	352	394	380	385	339
3	8	10	5	4	4	8	9	12	11	7	6

上段の件数のうち死亡者数を下段に表記

2 実施時期

平成21年7月1日から平成21年7月31日まで

3 目標

リスクアセスメント等の確実な実施
墜落・転落災害の防止
足場等にかかる法改正の確実な定着
重機災害の防止
木造家屋等低層住宅建築工事における災害の防止
解体工事業における災害の防止
手すり先行工法に関するガイドラインの普及定着
熱中症の予防
石綿及び化学物質の適正な管理及び処理

4 実施事項

(1) 主唱者

- イ) 建設業の災害防止に係る発注機関との連絡会議の開催
- ロ) 関係災防団体・事業者・局署による合同パトロールの実施（7月17日）
- ハ) 建設工事現場に対する集中的な個別監督指導
- ニ) 発注機関等への強化月間推進の文書要請
- ホ) 建設業の災害防止のための集団指導等の実施
- ヘ) その他建設店社及び建設工事現場に対する実施要綱についての周知
- ト) 会報等による広報活動

(2) 発注者（要請事項）

- イ) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- ロ) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- ハ) 発注条件の適正化（労働安全衛生規則改正に伴う適正な足場等の設置に必要な経費等の計上）、発注の平準化と工期の弾力化等
- ニ) 発注者を中心に、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- ホ) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント等、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

(3) 工事実施者（建設店社及び建設工事現場）

- イ) 経営首脳による強化月間目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- ロ) リスクアセスメント等の実施等に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年4月 現在

登録技能講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

講 習 名	講 習 日		講 習 会 場		講 習 科 目	定員	受講(予約)申込受付期間	受 講 料
第 2 回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1 日 目	平成21年 9 月 3 日 (木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 8 月 3 日 (月)～26日 (水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2 日 目	平成21年 9 月 6 日 (日)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験			
	3 日 目	平成21年 9 月12日 (土)						
	4 日 目	平成21年 9 月13日 (日)						
第 3 回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1 日 目	平成21年11月 5 日 (木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成21年 10月 5 日 (月)～28日 (水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2 日 目	平成21年11月 8 日 (日)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験			
	3 日 目	平成21年11月14日 (土)						
	4 日 目	平成21年11月15日 (日)						
第 4 回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習)	1 日 目	平成22年 3 月 4 日 (木)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験	50名	平成22年 2 月 1 日 (月)～24日 (水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2 日 目	平成22年 3 月 6 日 (土)	実技	神戸港湾教育訓練協会	フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験			
	3 日 目	平成22年 3 月13日 (土)						
	4 日 目	平成22年 3 月14日 (日)						
第 2 回 はい作業主任者 技能講習会	1 日 目	平成22年 1 月20日 (水)	学科	(社)兵庫県トラック協会研修センター	はいに関する知識・機械荷役	100名	平成21年12月14日 (月)～ 平成22年 1 月 8 日 (金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。	6,500円 (6,191円) (消費税5%309円) 別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円) ※兵ト協会員は、 テキスト代無料
	2 日 目	平成22年 1 月21日 (木)			関係法令・人力荷役 学科試験			

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年4月末現在）

（単位：円／ℓ）

区 分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
新 日 本	73.36	77.60	90.29	79.50
出 光	74.07	79.70	78.50	75.90
J エ ナ ジ ー	73.20			86.25
コ ス モ	75.03	74.83	81.63	94.00
昭 和 シ ェ ル	73.25		93.00	76.50
モ ー ビ ル	71.90		82.50	
エ ッ ソ	73.40		89.30	98.00
そ の 他	73.70	74.95	79.10	77.50
総 計	73.73	75.90	84.25	81.93
21 ／ 3	全国平均	調 査 な し	78.53	79.78
	近畿平均		79.08	83.12

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

区 分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成20年5月	95.13	99.70	101.23	104.12
平成20年6月	120.40	117.17	124.60	125.10
平成20年7月	131.75	130.94	136.58	139.02
平成20年8月	141.78	137.33	145.54	146.38
平成20年9月	142.33	144.81	149.62	151.40
平成20年10月	132.58	139.59	142.72	142.72
平成20年11月	119.07	126.22	132.70	130.81
平成20年12月	97.71	109.93	115.63	110.09
平成21年1月	86.80	90.96	102.81	98.29
平成21年2月	77.65	82.01	91.24	86.33
平成21年3月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年4月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年5月	73.73	75.90	84.25	81.93
年 間 平 均	104.85	108.03	115.04	113.76

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 た る 連 絡 先
21.4.28	西神戸	一般	名 阪 急 配 (株)	村 井 聖	〒486-0811 愛知県春日井市東山町字東山2345番地1946 ☎ 0568-85-8122 FAX 0568-85-8124
5.11	東 播	一般 利用	(有)兵 庫 次 元	戸 村 清 志	〒675-0047 加古川市西神吉町鼎848 ☎ 079-431-4916 FAX 079-431-5716
5.13	西神戸	一般	上 野 輸 送 (株)	上 野 善	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 6 丁目 1 - 17号 ☎ 078-734-6277 FAX 078-732-6277

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
21.4.27	東神戸	一般	西 灘 運 送 (株)	杉 元 哲	事業廃止
5.14	東 部	一般 利用	大 野 運 送 (株)	川 崎 正 道	事業廃止
5.14	西 宮	一般	(株)戎 急 配 社	池 田 征 人	事業廃止
5.15	西神戸	一般	西日本上野輸送(株)	浅 見 恒	事業廃止
5.19	淡 路	一般	マルマサ運輸(株)	正 木 和 夫	事業廃止

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
21.4.10	P.170	譲 渡 譲 受 (住所・代表者)	(株)北 爪 運 輸 建 設 たつの市神岡町迫分750 北 爪 謙 一	(株) T C 物 流 〒671-2245 姫路市白鳥台 1 丁目 7 - 17 北 爪 唯一郎
4.20	P.77	名 称	(有)アウトソーシングシステム	(株)アウトソーシングシステム
4.23	P.104	名 称 ・ 住 所	(有)ケイ・ビー・エス 神戸市須磨区村雨町 6 - 1 - 9	(株) K B S 〒653-0033 神戸市長田区荻藻島町 3 - 11 - 30
4.23	P.210	代 表 者	(株)長 船 回 漕 店 高 木 宏 明	長 船 亘 祐
4.23	西 宮	代 表 者	(株)長 栄 運 送 店 通 谷 英五郎	長 栄 暁

21.4.24	P.59	住 所	(株)カーゴサービス 神戸市東灘区向洋町東3-20	〒654-0045 神戸市中央区港島9-11-1
4.24	P.149	代 表 者	岡 田 運 送 (株) 岡 田 甚 八	岡 田 猛
4.28	P.203	代 表 者	(有)丹波牛乳運送 藤 原 清 明	三 木 亮 介
4.30	P.8	代 表 者	栄 運 輸 (株) 大 木 三喜男	神 林 宏 之
5.1	P.35	代 表 者	(有)兵庫陸運 寺 崎 祐 一	寺 崎 大 三
5.7	P.182	代 表 者	日鐵物流広畑(株) 森 正 人	飯 田 豊 彦
5.7	P.30	代 表 者	関西物流(株) 土 居 良 清	外 村 啓 介
5.8	P.172	住 所 代表者2名	(有)蔵元商運 姫路市西今宿3丁目10-5 蔵 元 栄 志	〒671-0221 姫路市別所町別所5-79 蔵 元 栄 志・蔵 元 哲 也
5.13	P.2	譲 渡 譲 受	一宮オイルサービス(株)	オ イ ル 興 産 (株)
5.13	P.14	名称・代表者 住 所	長 洲 通 商 (有) 尼崎市上坂部3-18-15 谷 友 平	長 洲 通 商 (株) 〒664-0842 伊丹市森本5-105 谷 篤
5.15	P.35	代 表 者	阪神ロジテム(株) 岡 本 正 毅	石 井 真 也
5.20	P.31	名 称	(有)阪本物流	(株)アクアロジスティクス
5.21	P.170	名 称	(株)T C 物 流	(株)トランスポート千税 ^{ちから}

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
21.4.27	明 石	藤 井 幸 忠 様	明貨トラック(株)



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成21年4月30日現在)

H21・4・30 (社)兵庫県トラック協会

8,647円

交通遺児募金の郵便振替口座

○口座番号	01170-6-54803
○口座名	社団法人 兵庫県トラック協会募金係



ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
5・1	姫路港開港50周年記念式典シンポジウム	イーグルひめじ	6・3	安全性評価事業研修会	和 田 山 ジュビターホール
7	百貨店部会「正副部会長・監事合同会議」	兵 卜 協	4	フォークリフト運転技能講習会(学科)	兵 卜 協
8	正・副会長会議	兵 卜 協		運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
	常任理事会・総務委員会合同会議	兵 卜 協		海コン部会適正化委員会	センタービル室
9	兵卜協 丹有支部 総会	新丹波荘		(財)貨物自動車運送事業振興センター 第57回評議員会	全 ト 協
11	中小トラック事業者構造改善支援事業説明会	兵庫県立 恒馬長寿の郷		全ト協 第195回常任理事会・第141回理事会合同会議	全 ト 協
	自動車関係団体連絡会	自動車会館		海コン部会役員会	センタービル室
	K T S 正副会長会議	「大成閣」大阪市		道路運送経営研究会 評議員会	全 ト 協
12	兵庫県高圧ガス地域防災協議会業務連絡	兵 庫 県 立 産業会館	5	「地球と共生・環境の集い2009」	兵庫県公館
	全ト協海コン部会正副部会長会議	品川プリンス	6	「天狼会」総会	クラウンプラザ 神戸
	安全性評価事業研修会	兵 卜 協	7	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター
	兵庫労働局「労災防止団体等会議」	兵庫労働局		危険物安全週間	
	西宮市C N G車普及促進モデル地域協議会	西宮市役所	8	正副会長会議	兵 卜 協
	第1回青年部評議会新・旧合同評議員会(総会)	ホテル北野 プラザ甲子園		全ト協交通対策委員会	全 ト 協
	陸災防西播分会(青年部)「労災防止研修」	姫 路 市		神戸市防災会議	神戸市役所 1号館14F大会議室
13	ダンプ部会第11回情報交換会	兵 卜 協		輸送秩序確立委員会担当副会長・正副委員長会議	兵 卜 協
14	三木会	兵 卜 協	9	陸運及び観光関係功労者表彰	シェラトン ホテル大阪
	取扱部会「役員会」	兵 卜 協		全ト協第30回環境問題対策委員会	全 ト 協
15	全ト協重量部会常任委員会	全 ト 協		全ト協鉄鋼部会第64回総会	クラウンプラザ 神戸
	理事会	兵 卜 協		近ト協 幹事会	シェラトン ホテル大阪
16	兵卜協 明石支部 総会	明石支部		運輸安全マネジメント及び下請荷主適正取引推進ガイドライン研修会	兵 卜 協
18	全ト協重量部会「平成21年度総会」	米子全日空ホテル		自動車関係団体連絡会議	自動車会館
19	タンクトラック部会役員会	兵 卜 協	10	神戸市危険物安全協会総会	神戸市防災 コミュニケーションセンター
	兵庫県防災会議幹事会	兵庫県災害 対策センター	11	グリーン経営講習会	梅 田 スカイビル22階
	阪神高速道路(株)と意見交換会	兵 卜 協		陸災防 近畿ブロック事務局連絡会議	奈良県協 会
	全ト協引越部会総会	全 ト 協	13	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター
	平成21年度 技能講習「講師連絡会議」	兵 卜 協	14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	神戸港湾教育 訓練センター
21	全ト協・総務委員会	全 ト 協		関東ブロック青年経営者研修交流会	横 シ フ ィ コ 浜 川
	兵卜協 東播支部 通常総会	加古川市民会館	15	第13回兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会	クレフィール 東 湖
	全ト協 第90回交付金運営中央委員会	全 ト 協	17	全国支部事務局長・交通労災防止指導員合同会議・全国交通労災防止指導員会議	メル パ ル 京 東
	兵卜協 兵庫支部 総会	第 一 楼	18	運輸安全マネジメント及び下請荷主適正取引推進ガイドライン研修会	西播支部
22	ひょうごエコタウン推進会議 平成21年度理事会	兵 庫 県 民 会館7F		全ト協重量部会「平成21年度総会」	米子全日空ホテル
	重量・鉄鋼部会「正副部会長・監事会議」	兵 卜 協	19	取扱部会「平成21年度通常総会・見学会」	岐 阜 市 「十八楼」他
	重量・鉄鋼部会「役員会」	兵 卜 協	22	K T S 正副会長会議	「春日ホテル」 奈良市
	全ト協タンクトラック部会総会	全 ト 協	23	近ト協 正副会長会議	新阪急ホテル
	兵卜協 西播支部 総会	西部研修会館		近ト協 理事会	新阪急ホテル
	陸災防－本部 理事会・総代会	ホテルバンフィク 東京	24	はい作業主任者技能講習会	兵 卜 協
	兵卜協 西宮支部 総会	ノ ボ テ ル 甲 子 園		(財)兵庫県交通安全協会 正・副会長会議	楠公会館
23	兵卜協 西神戸支部 総会	ホ テ ル オークラ神戸		(財)兵庫県交通安全協会 通常理事会・評議委員会	楠公会館
25	(社)日本路線トラック連盟近畿地区 平成21年度総会	帝国ホテル大阪 4階 牡丹	25	はい作業主任者技能講習会	兵 卜 協
26	全国道路利用者会議 第61回定時総会	砂防会館別館		兵庫県高圧ガス地域防災協議会総会	クラウンプラザ
	兵卜協 東神戸支部 総会	ホテル竹園芦屋	26	食品部会平成21年度総会	マンダリン パレス
	尼崎運輸事業協同組合総会	ホテルニュー アルカニック		タンクトラック部会総会	山 田 屋
27	兵庫県貨物運送協同組合連合会・総会	クラウンプラザ 神戸	29	(財)暴力団追放兵庫県民センター 理事会	パレス神戸
	第46回通常総会(決算)	クラウンプラザ 神戸			
28	全ト協海コン部会正副部会長会議	ポートピアホテル			
	全ト協海コン部会総会	ポートピアホテル			
29	兵庫県大気環境保全連絡協議会神戸支部運営委員会・理事会	神戸市教育会館			
— 6月の予定 —			— 7月の予定 —		
6・1	西宮地区低公害車普及等推進協議会	西宮市役所	7・2	輸送秩序確立委員会	兵 卜 協
	西宮市C N G車普及促進モデル地域協議会	西宮市役所		三木会	兵 卜 協
	近畿トラック協会との連絡会	運 輸 局	3	運行管理者基礎講習	神戸海洋博物館
2	安全性評価事業研修会	西播支部	8	ダンプ部会第12回情報交換会	兵 卜 協
	スタンブラリー実行委員会	兵 卜 協	10	重量・鉄鋼部会総会	未 定
			18	第37回 トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許 試験場
			29	N A S V A安全マネジメント講習	兵庫県農業 共 済 会 館

安全と安心をはこぶ



—平成21年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業—
「安全性優良事業所」認定のための申請
7月開始!

申請書類の頒布期間

平成21年4月27日(月)～6月30日(火) 土・日曜日、祝日を除く

申請期間

平成21年7月1日(水)～7月14日(火) 土・日曜日、祝日を除く

※申請書類は、国土交通省所管の都道府県地方貨物自動車運送事業安全評価機関「都道府県トラック協会」等に申し渡す。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(社団法人全日本トラック協会)では、「安全性優良事業所」(Gマーク)認定制度を実施しています。
Gマークは、厳しい条件をクリアした安全性の高い優良な事業所だけが取得できる、「安全・安心・信頼」のしるし。より安全な輸送社会の実現に向けて、Gマークのトラックは走り続けていきます。

国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

社団法人 全日本トラック協会

〒83-1516 東京都新宿区西新宿1-6-1 新館エレタワー19階
TEL:03(635551) / 245 FAX:03(63231) / 2521

●「安全性優良事業所」に関するお問い合わせは、ホームページをご覧ください。

<http://www.ita.or.jp>

